

CCInews

大野商工会議所の今を知る

2020.5
Vol.73

新型コロナウイルス感染症対策支援

p1 今の特集

新型コロナウイルス感染症対策
支援事業のご案内

p3 Report

大野市管内景況調査結果報告

p4

アクサ生命
さわやか共済加入推進キャンペーン

p2 今月の話題

『新型コロナウイルス感染拡大による
企業活動への影響調査ver.2』結果報告

p5~6 NEWS 商工会議所からのお知らせ

すこやか・ゆめみらい応援券
換金期限のお知らせ

上期会費納入のお願いと口座振替の
お知らせ

会員事業所健康診断延期のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により
納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症に対する
特別相談会を開催します

新型コロナウイルス感染症対策 支援事業のご案内

当所では、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業所を対象に、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆様のご相談に応じています。
現在で、公表されている主な支援内容をご案内いたします。

1. 持続化給付金（令和2年度補正予算の成立が前提となります）

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。
資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。
また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

【給付額】

法人は200万円、個人事業者は

100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします

前年の総売上（事業収入）ー（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）
※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給

【申請に必要な書類】

住所や口座番号（注）に加え、以下をご用意ください。
（注）通帳の写し（法人：法人名義、個人事業主：個人名義）で確認します。

【法人の場合】

①法人番号、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等

【個人の場合】

①本人確認書類、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等
※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。
※今後、変更・追加の可能性がります。

【申請方法】

Web上での申請を基本とし、必

要に応じ、感染症対策を講じた上で完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口を順次設置します。
※申請にあたり、GビズIDを取得する必要はありません。

2. 新型コロナウイルス対策マル経融資

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1、000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【売上減少】

最近1ヶ月売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少

【限度額】

別枠1、000万円

【摘要利率】

マル経利率1.21%より当初3年間、0.9%引下げ。

【融資期間】

運転資金7年以内（うち措置3年以内）、設備資金10年以内（うち措置4年以内）

【担保・保証人・保証料】

無

3. 労働・働き方関係助成金

①雇用調整助成金の特例措置
生活指標が1ヶ月5%以上低下し、事業縮小を余儀なくされた場合

【助成金】
休業手当の最大9/10 8,330円
【問い合わせ先】
福井労働局 職業対策課
0776-26-8613

②小学校休業等対応助成金・支援金
【要件】
2/27～3/31に子供の世話で就業できなかった方（申請期間：6/30）
※4/1～6/30までの期間も検討中

【助成金】

従業員の有給休暇別枠取得に対して1日最大8,330円

【支援金】

請負・委託のフリーランス・個人事業主に対して 1日一律4,100円

【問い合わせ先】

相談コールセンター 0120-60-3999

③時間外労働等改善助成金の特例

【要件】
2/17～5/31の機器導入や就業規則作成・変更に対して（申請期間：5/29）

【助成金】

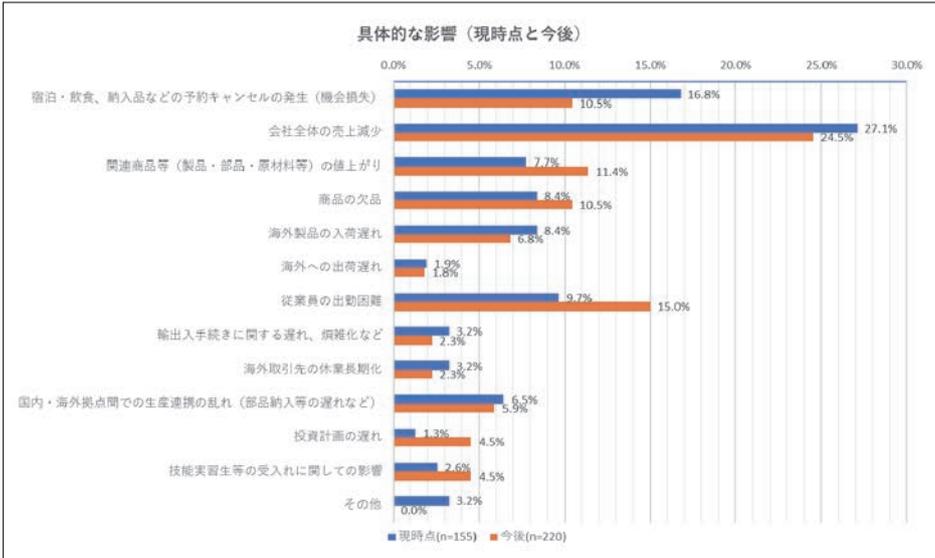
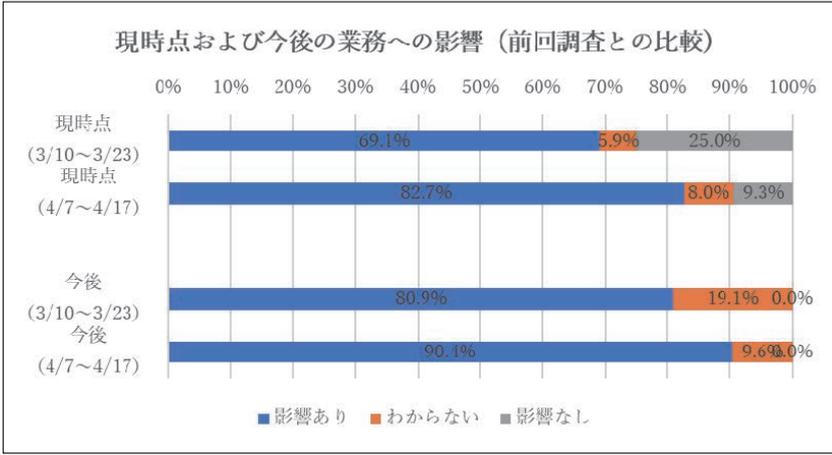
（テレワークコース）2/1
上限：1企業あたり100万円
（職場意識改善コース）3/4
上限：50万円

相談課

「新型コロナウイルス相談窓口」
TEL 0779-66-1230

『新型コロナウイルス感染拡大による 企業活動への影響調査 ver.2』 結果報告

新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化し、緊急事態宣言が全都道府県を対象に発令されました。「不要不急の外出・会合の自粛」などで、経済活動に多大なる影響が出ています。そこで、市内企業の影響を前回調査（3/10～3/23）に引き続き、緊急アンケートを実施し、その結果をもとに今後実施すべき支援策等を検討させていただきます。



【調査期間】
令和2年4月7日（火）～17日（金）
【調査対象】
当所会員企業を中心に130社を抽出
【回答企業】
75社（回答率57・7%）

結果概要（要点まとめ）

1. 現時点および今後の影響

※現時点とは4/7～4/17を指します
本調査で、現時点「影響がある」と回答した企業は82・7%であり、前回調査と比較し13・6ポイント増加している。

▼今後の影響については、前回調査から9.5ポイント増加し、90・4%と影響が深刻化している。

▼業種別では、「製造業（食品）」「宿泊業」「飲食業」「小売業」「運輸業」のすべての企業が影響を受けている。前回調査と比較し、「製造業（機械・金属・電気）」「製造業（繊維・化学・医療・化粧品）」「建設業」で「影響がある」との回答が増加している。「金融・保険・通信・情報」を除き、ほぼすべての業種の5割以上が現時点で影響があると回答している。

2. 具体的な影響

▼業務への具体的な影響については「現時点」では会社全体の売上減少が最も大きく27・1%、「宿泊・飲食、納入品などの予約キャンセルの発生（機会損失）」が16・8%と続く。
▼前回調査と比較すると、「従業員の出勤困難」は6.2ポイント増、「技能実習生等の受入れに関する影響」は1.7ポイント増加しており、労務問題を抱える企業が増加している。

3. 半年先までに見込まれる損害額と内容（記述式）

▼半年先（10月頃）までに見込まれる損害額とその内容については、外出

の自粛要請により、「宿泊業」では、ほぼすべての予約キャンセルで3億円以上の直接的な損害を見込む回答がある他、観光客の激減、消費マインドの低下により「飲食業」では100万円から400万円の損害、「製造業（食品）」では90万円から5,000万円の損害を見込み、甚大な影響が予想される。また、サプライチェーンの混乱による関連商品等（製品・部品・原材料等）の値上がりや、取引先の業績不振により受注減少など、「製造業（機械・金属・電気など）」「建設業」の影響も懸念される。

4. 影響に対する対策

▼感染拡大への対策として、「従業員への感染予防の注意喚起」が23・7%と最も高く、「接客対応マニュアルの変更」「店舗や社内の衛生設備・備品の追加」が続く。業種別では、「製造業（機械・金属・電気）」「製造業（食品）」「飲食業」「小売業」「建設業」「その他」で、「テレワークや勤務時間短縮など勤務体制の見直し」を実施する回答が多くあった。

5. 国・県・市に要望する具体的支援策（記述式）

▼回答企業が要望する具体的支援策では、「市内飲食店全店のテイクアウトができるホームページを作ってほしい」「バス運送、旅行業に対する支援、助成を希望」「通販の送料支援」「クーポン券の発行」「会社規模に合わせた直接給付型の支援」「借入の利子補給の助成」などが挙げられた。

4月次常議員会(合同)開催報告

4月7日に4月次常議員会を開催しました。
 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時間を短縮して開催し、新年度体制について報告と説明を行い、新型コロナウイルス感染対策拡大による企業活動への影響調査結果を報告しました。
 新規会員加入承認ののち、今後の予定について協議し、5月の常議員会を休会、6月に開催予定の議員総会は、議員の協力を得ながら規模を縮小して開催することとし、7月開催予定の議員会については中止とすることを決定しました。



常見友衣子さん
(相談課)



森田優希さん
(管理事業課)
(5月より勤務します。)

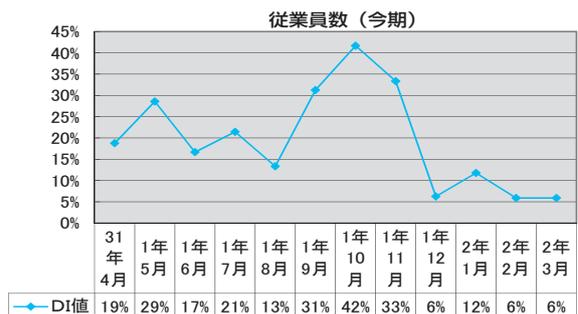
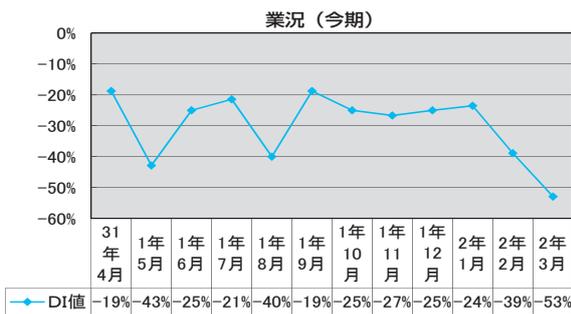
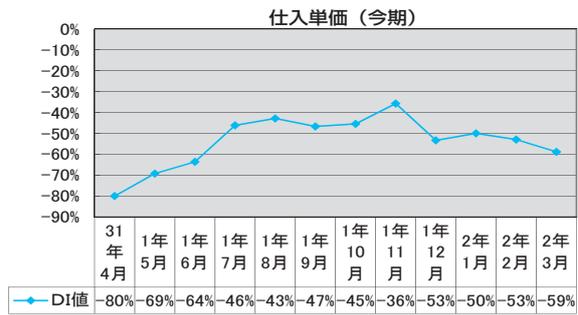
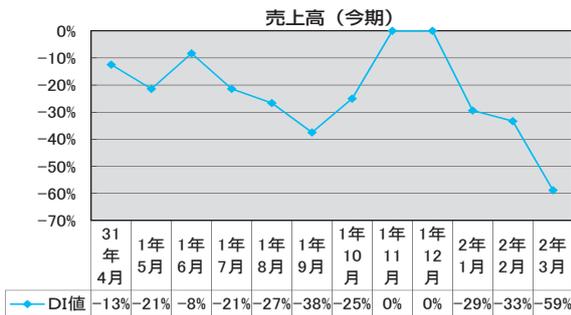
本年度2名が新しく加わりました。どうぞよろしくお願いたします。

新入職員のご紹介

令和元年度 大野市管内景況調査結果報告

大野市内150社のご協力をいただきながら事業所景況調査を実施。平成31年4月～令和2年3月(年間)の概要をまとめました。DI値を基に調査結果をご報告します。

業況や売上げをみると、全業種で1月～3月は暖冬・新型コロナウイルスの影響により大幅に悪化しています。企業からの声であると「今冬の小雪による除雪は死活問題である」「新型コロナウイルスによるメディア等による消費者の不安をあおるような一部報道」「消費税増税による経理の複雑化・売上単価が減少している」との声がありました。仕入価格では、価格が上昇しているとの回答のあることから、仕入れ価格や経費の高騰による、利益を圧迫していると考えられます。従業員については、年間を通して変動的だが特に12月～3月に大幅に減少しており、企業からの声であると「ベテラン社員の高齢化・後継者不足・技術や知識の維持が危ぶまれる」など雇用に悩む事業所が多数ありました。



新型コロナウイルス感染拡大の影響で外食自粛のムードが続く中、大野麺類組合はカツ丼などをテイクアウト(持ち帰り)で提供する事業を加盟9店舗で開始しました。
 各店舗のかつ丼やおススメの一本料理メニュー等の情報を、市や観光協会のHPで配信しており、電話や店頭で受付を行っています。店舗では通常の営業も行っているがテイクアウトの利用をすすめています。
 同組合の中出さんは「売り上げは減少しているが、今やれることをやるしかない、皆で乗り越えていきたい」と話してくれました。

【サービス提供店】
 いろは菜、あびすや、大野食堂、お清水、しもむら、真邑、田嶋屋、梅林、福そば陽明店



大野麺類組合
 テイクアウトを開始
 カツ丼を食べて！
 『コロナにカツ丼！』

さわやか共済加入推進キャンペーン開催!!

私達共済推進員に
ご相談下さい!



事業所の福利厚生、事業主さんと役員さんの万一の時の備えとして、この機会に是非、加入をご検討下さい。
詳細は、当所までお問い合わせください。TEL66-1230

保険年齢	性別	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
15歳～55歳	男性	1,300円	2,600円	3,900円	5,110円
	女性				
56歳～60歳	男性	1,300円	2,600円	3,900円	
	女性				
61歳～65歳	男性	1,300円			
	女性				

さわやか共済には、いろいろな特典があります。

- ① 1年更新で医師の診査なし
- ② 業務上・業務外を問わず24時間保障
- ③ 毎年収支を計算し、剰余金があれば配当金ができます。
- ④ 商工会議所連合会独自の給付金制度（結婚祝金、他）

お支払事由		コース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
死亡	不慮の事故により死亡したとき <死亡保険金(主契約)+災害保険金>		500万円	1,000万円	1,500万円	1,900万円
	上記以外の事由により死亡したとき <死亡保険金(主契約)>		100万円	200万円	300万円	400万円
高度障害	不慮の事故により高度障害状態*1のいずれかになったとき <高度障害保険金(主契約)+災害高度障害保険金>		500万円	1,000万円	1,500万円	1,900万円
	傷害または疾病により高度障害状態*1のいずれかになったとき <高度障害保険金(主契約)>		100万円	200万円	300万円	400万円
入院・治療	不慮の事故により1日以上入院をしたとき (同一事故による入院は、更新前の入院日数をきみ、通算60日限度) <入院給付金>	日帰り入院から保障	1日につき 4,000円	1日につき 8,000円	1日につき 12,000円	1日につき 15,000円
	ガン*2で1日以上入院をしたとき (1年に1回限度) <ガン入院一時金>		4万円	8万円	12万円	16万円
	6大生活習慣病*3で1日以上入院をしたとき (1年に1回限度) <6大生活習慣病入院一時金>		2万円	4万円	6万円	8万円
	ガン*2の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき <ガン先進医療一時金>		10万円	20万円	30万円	40万円

アクサ生命は商工会議所と協力して健康経営を推進しています。



アクサ生命

～さらなる企業の発展のために～

健康経営に取り組みませんか？

健康経営は、アクサ生命がサポートします！

健康経営優良法人認定の申請までサポート

お問合せ先

アクサ生命保険株式会社
福井営業支社

☎ 0776-33-1848

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

NEWS

商工会議所からのお知らせ

上期会費納入のお願いと 口座振替のお知らせ

上期会費について、下記の通り納入頂きますようお願いいたします。

- (1) 口座振替の方は、指定口座より振替手続きを行います。
- (2) 集金指定の方は、後日担当職員がお伺いします。
- (3) 上記以外の方は、改めてご請求申し上げます。

ご理解とご協力をお願いします。

口座振替日 5月29日(金)

尚、今回の新型コロナウイルスの影響により、会費納入について支払い猶予を希望される場合は、事務局までご相談をお願い致します。柔軟な対応をさせていただきます。

【問合せ先】管理事業課 66-1230

会員事業所健康診断延期のお知らせ

毎年、6月に実施している「会員事業所健康診断」について、新型コロナウイルス感染症予防のため集合検診を延期する事となりました。今年度の実施時期については、今後の状況を考慮して決定し、改めてご案内致します。会員事業所の皆様にはご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご理解とご協力をお願い致します。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請すれば、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。また、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合等、個別の事情がある場合は、納税の猶予が認められる場合もあります。納税が困難な方は、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

詳細はこちら→<https://www.nta.go.jp/taxes/>

[nozei/nofu_konan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/)

要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限(注1)から6か月以内に申請書が提出されていること。

※担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

(注1) 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限(令和2年4月16日)が納期限となります。

(注2) 既に滞納がある場合や滞納となつてから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(国税徴収法第151条)が受けられる場合があります。

新型コロナウイルス感染症に対する 特別相談会を開催します

開催日 5月2日(土)～6日(水)
開催時間 午前9時～午後4時

電話または当所にて相談を受け付けます。どうぞご利用ください。

【お問合せ】相談課 電話 66-1230



労働保険年度更新手続きをお忘れなく

労働保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（保険年度）を1年として、毎年保険年度当初に概算で保険料を納付していただき、保険年度末に清算します。事業主は新年度の概算保険料を納付するための申告、納付と前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告、納付の手続きが必要となります。これが「年度更新手続き」です。年度更新手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間に行うこととなっています。

労働保険事務組合

年度更新手続き相談日のご案内

当所労働保険事務組合では事業主に代わって労働保険料の申告、納付手続きを行います。

委託事業所の方について、労働保険年度更新事務手続きの期間は下記の通りとなっています。お忘れなく手続きをお済ませください。

手続きの期間

5月11日（火）～5月29日（金）
午前9時～午後4時まで

新型コロナウイルス感染予防のため、手続きの期間を延長し少人数で対応致します。当日はマスクの着用など、感染予防にご協力をお願い致します。

大野商工会議所 労働保険事務組合に 委託しませんか

労働者（臨時、パートを含む）を一人でも使用している事業主は、労働保険の加入が義務づけられています。労働保険事務組合に事務委託頂くことで、事業主が行うべき労働保険料の申告納税や労働保険にかかる届出事務について、事業主に代わり労働保険事務組合が代行いたします。（※詳しい委託事務の内容はお問合せ下さい。）

○大野商工会議所労働保険事務組合

（一）委託できる事業主

業種／常時使用する労働者数
金融、保険、不動産、小売業／50人以下
卸売、サービス業／100人以下
その他の事業／300人以下

（二）主なメリット

- 労働保険料等申告、納付等の事務手続きを代行しますので、事務の省力化が図れます。
 - 労災保険に加入することが出来ない、事業主や家族従事者なども労災保険に特別加入できます。
 - 労働保険料の額にかかわらず、3回に分割して納付できます。
- ※新たに労働保険事務組合に事務委託をご希望される場合は、事務局までお問合せをお願いします。

【問合せ先】管理事業課 66-1230

令和2年度の雇用保険料率 令和2年度の雇用保険料率は令和元年度から変更ありません。

事業の種類	負担者	①労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業		4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業		4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

無料相談のご案内

	5月	6月
経営相談	8日(金) ※電話相談 森診断士	8日(月) 神尾診断士
労働相談	11日(月) ※電話相談 金井労務士	10日(水) 齊藤労務士
金融財務相談	13日(水) ※電話相談 午前10時～正午 (株)日本政策金融公庫国民生活事業	12日(金) 午後1時～午後3時 (株)日本政策金融公庫中小企業事業
司法書士相談	20日(水) ※電話相談 鈴木司法書士	17日(水) 滝本司法書士
法律相談	21日(木) ※電話相談 前波弁護士	18日(木) 前波弁護士
税務相談	22日(金) ※電話相談 尾崎税理士	22日(月) 玉木税理士
和泉地区相談	13日(水)	
社会保険相談	28日(木)	25日(木)
夜間窓口	中止	4日(木) 18日(木)

5/2(土)～5/6(水) 特別相談をご利用下さい。

5月の行事予定

- 1日(金) 青年部：役員会
- 11日(月) 労働保険年度更新手続き（～29日まで）
- 12日(火) 正副会頭会議
- 26日(火) 令和元年度分監査会

(注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話相談となる場合や、相談会を中止させていただく場合があります。必ず事前予約をお願いします。

定例無料相談は午後1時～午後4時まで

和泉地区相談は午前10時～午後3時まで

社会保険相談は午前10時～午後3時30分まで

夜間窓口は午後8時まで

※社会保険相談は予約が必要です。予約の申し込みは「福井年金事務所」へ 0776-23-4518